

7土第316号
令和7年10月30日

各建設業関係団体の長様

愛媛県土木部長

注文書及び請書による契約の締結について

国土交通省不動産・建設経済局建設業課から、別添のとおり「注文書及び請書による契約の締結について」の改正について、通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、当該趣旨を御理解いただきますとともに、貴団体会員に対する周知をお願いいたします。

【概要】

国土交通省では、注文書及び請書による請負契約に係る建設業法第19条との関係について整理した「注文書及び請書による契約の締結について」（平成12年6月29日策定）では、注文書・請書は契約書の一部として、法第19条に基づき署名又は記名押印を相互に交付することを求めていたところ、今般取りまとめられた規制改革実施計画（令和7年6月13日閣議決定）に基づき、当事者間で基本契約書を締結した上で具体的な取引については注文書及び請書の交換による場合について、以下の要件を全て満たすときは、注文書及び請書の交付に際し、署名又は記名押印を必ずしも必要としないこととした。

(要件)

- ・注文者が消費者契約法上の「消費者」でないこと
- ・基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、建設業法令遵守ガイドラインに基づく対等なパートナーシップに基づく関係にあることを相互に確認すること
- ・基本契約書の締結時に、注文者及び請負者が、両者の間において反復継続的な取引実績があることを相互に確認すること

愛媛県土木部管理局土木管理課
契約・建設業グループ
〒790-8570 松山市一番町四丁目4-2
電話:089-912-2643 (係直通)
e-mail: dobokukanri@pref.ehime.lg.jp